|  |  |
| --- | --- |
| 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第１号）第７条第１項の規定による証明に関する申請書令和　　年　　月　　日十日町市長　　関口　芳史　　殿住　　　所電話番号申請者氏名　　　　　　　　　　　印 (※法人の場合は代表者名)　産業競争力強化法第128条第２項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第２条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。記１．支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間　ア）十日町市版新規創業支援プログラム（市主催のビジネスコンテストへの参加）　　　期間：令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日　イ）創業相談支援事業（中小企業診断士による創業に向けた講座、創業相談会への参加）　　　期間：令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日２．設立する会社の商号（屋号）・本店所在地・商号（屋号）・本店所在地３．設立する会社の資本額　　　　　万円（会社の場合）４．事業の業種、内容５．事業の開始時期　令和　　年　　月　　日

|  |
| --- |
| 証明日　令和　　年　　月　　日十日町市長　　関口　芳史　　印　　 　申請者が上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。 |

有効期限　令和７年３月31日まで |

（注）会社の設立登記に係る登録免許税の軽減措置の適用を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。